

**米国におけるバラスト水管理の概要
(Executive Summary)**

2017年9月8日に「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 (BWM 条約)」の発効が予定されています。国際海事機関 (IMO) の海洋環境保護委員会 (MPEC) は、IMO 承認のバラスト水処理装置設置期日の日程修正に合意し、これにより 2017年9月8日以前に建造された一定の船舶に対する設置期日がさらに 2年間延長されることになりました。

米国は IMO 条約の締約国ではなく、バラスト水管理についての独自の要件を設けています。IMO 条約と米国要件の目標は非常に似通っていますが、要件自体と実施日程に決定的な相違があります。きわめて重要なのは、IMO は一定の船舶に対する遵守期日を延期しましたが、同延期は米国沿岸警備隊 (USCG) による米国要件の実施には影響を与えず、2013年12月1日より前に建造された既存船舶に対しての米国要件遵守期日は 2016年1月1日より後の最初のドライドック入りの日、また 2013年12月1日以降に建造された船舶に対しては船主への引渡日としています。¹

さらに、処理システムの段階的交換についての米国要件は IMO 条約要件より厳しく、IMO 条約の条項に基づき段階的交換が承認された Statement of Compliance を保持していても米国要件を満たしていることにはなりません。2017年6月30日発行の USCG Marine Safety Information Bulletin (MSIB) No. 007-17² は、米国が IMO 条約締約国でないことを改めて述べており、米国要件が、米国領海を航行する商船に対し、次に示す 5つのバラスト水処理法のいずれかの実施を義務づけていることを明記しています。

方法 1 : 「USCG が型式承認したバラスト水処理装置 (BWMS) を搭載する」

USCG はこれまでに以下の製造者による 4つの BWMS³装置を承認しています。

製造者	型式名	処理方法	承認証明書 発行日	承認証明書 有効期限
Optimarin AS (ノルウェー・サンドネス)	OBS / OBS Ex	フィルター + 紫外線 (UV)	2016年12月2日	2021年12月2日
Alfa Laval Tumba AB (スウェーデン・ツンバ)	Pure Ballast 3	フィルター + 紫外線 (UV)	2016年12月23日	2021年12月23日
OceanSaver IP AS (ノルウェー・ドラメン)	MK II	フィルター + 電気分解	2016年12月23日	2021年12月23日
Sunrui Marine Environment Engineering Co., Ltd. (中国・青島)	Balclor	フィルター + 電気分解	2017年6月7日	2022年6月6日

¹ 添付 1 : 報告書本文 4 ページのチャート参照

² USCG Website 参照 : https://www.uscg.mil/msib/docs/007_17_6-30-2017.pdf

³ USCG Website 参照 :

<http://www.dco.uscg.mil/Portals/9/DCO%20Documents/Marine%20Safety%20Center/BWMS%20Approval%20Status%2010Aug17.pdf?ver=2017-08-10-144451-977>

さらに USCG は以下の 2 BWMS の型式承認も検討中です。

製造者	型式名	処理方法	申請日
Ecochlor, Inc. (米国)	Ecochlor BWTS	フィルター + 薬剤	2017 年 3 月 31 日
Erma First ESK Engineering Solutions SA (ギリシャ)	Erma First FIT	電気分解 + フィルター	2017 年 5 月 2 日

方法 2 : 「USCG が許可する代替管理装置 (AMS) を搭載する」

AMS は IMO 条約基準に従い米国以外の国が以前承認した装置で、これらの装置の製造業者が USCG に許可を申請し、AMS として認められたものです。AMS は、米国のバラスト水排出基準 (BWDS) の遵守義務が生じる日以前に搭載されていなければならない、遵守開始日から最長 5 年間使用できます。ただし AMS として許可された装置が必ずしも BWMS としての承認を将来 USCG から受けるわけではないことにご留意ください。

USCG はこれまでに 101 の装置を AMS として認めています。AMS リストは国土安全保障省ウェブサイト <https://homeport.uscg.mil/> で参照できます。(Missions > Environmental > Ballast Water Management Program > Alternate Management Systems (AMS))

方法 3 : 「米国公共用水施設 (PWS) から取水した水のみをバラスト水として使用する」

方法 4 : 「米国領水域でバラスト水を排出しない」 排出禁止には海岸線から 12 海里以内の領海も含まれる。

方法 5 : 「陸上の受入施設に排出、または処理のために他船に排出する」

上述の 5 つの方法でバラスト水を管理できない船舶は USCG に遵守日の延長を申請し、許可を得なければなりません。申請は文書で行い、「規定された遵守日までに型式承認された装置の搭載が不可能である」旨の証拠書類を添付しなければなりません (2016 年 12 月 2 日発行 USCG MSIB OES-MSIB No. 14-16)。現在 USCG は多様な処理装置を型式承認しているため、延長許可を得ることは不可能ではありませんが、更に難しくなっていることにご留意ください。

延長申請の要件に関する追加情報は、2016 年 12 月 2 日発行 USCG MSIB No. 14-16⁴と 2017 年 3 月 6 日発行 USCG MSIB No. 003-17⁵をご覧ください。USCG は、延長申請は遵守日の 16 ヶ月から 12 ヶ月前に行うよう推奨しており、12 ヶ月前より後に申請されたものは却下される恐れがあると警告しています。

⁴ USCG Website 参照 : https://www.uscg.mil/msib/docs/014_16_12-2-2016.PDF

⁵ USCG Website 参照 : https://www.uscg.mil/msib/docs/003_17_3-6-2017.pdf

またカリフォルニア州は、同州に寄港する船舶に対し、USCG のバラスト水処理装置規則への独自の追加規則を定めています。同追加規則の最新情報については、2017 年 7 月 24 日発行のカリフォルニア州有地管理委員会の勧告⁶で述べられています。

上述の 5 方法の記録管理要件や実施方針関連の情報を含めたバラスト水管理要件についての詳細は、USCG の「バラスト水に関するよくある質問 (“Ballast Water Frequently Asked Questions (2017 年 7 月更新)”)」⁷で参照できます。

結論として、船主とオペレーターの方々には米国と（必要に応じて）カリフォルニア州のバラスト水管理規則を遵守することを推奨します。まだ遵守していない船舶の船主とオペレーターの方々には延長許可の基準をよく確認の上、必ず遵守日の 12 ヶ月前までに延長の申請を行うよう推奨します。

以上

⁶ カリフォルニア州有地管理委員会 Website 参照：

<http://www.slc.ca.gov/Programs/MISP/USCGTALetterFinal.pdf>

⁷ USCG 作成 FAQs 参照：https://www.piclub.or.jp/?action=common_download_main&upload_id=11601